



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

### ○ 規則

- \*3 和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則 （医務課）..... 1
- \*4 和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則 （下水道課）..... 2

### ○ 告示

- 158 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 （介護サービス指導課）..... 2
- 159 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 （ " ）..... 3
- 160 指定自立支援医療機関の指定 （こころの健康推進課）..... 3
- 161 救急病院の申出の撤回 （医務課）..... 3
- 162 救急病院の認定 （ " ）..... 3
- 163 県営ため池等整備事業の工事の完了 （農業農村整備課）..... 4
- 164 保安林の指定施業要件変更予定 （森林整備課）..... 4
- 165 " （ " ）..... 4
- 166 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 （ " ）..... 5
- 167 地籍調査の成果の認証 （用地対策課）..... 5
- 168 " （ " ）..... 5

### ○ 人事委員会告示

- 6 平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部改正 ..... 6

### ○ 海区漁業調整委員会指示

- 2 まき餌船釣り等の禁止等 ..... 6
- 3 ウミガメの採捕等 ..... 7
- 4 底生水産動植物の採捕の禁止 ..... 8

### ○ 公告

- 特定開発行為に関する対策工事等の完了 （砂防課）..... 11

### ○ 公営企業管理規程

- \*1 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程 ..... 11

## 規 則

### 和歌山県規則第3号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|     |     |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

(金銭及び有価証券の保管)  
第17条 企業出納員は、金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第22条の5第1項の規定に基づき、保管しなければならない。

第53条 削除

(出納事務の検査)  
第54条 知事は、毎会計年度令第22条の4第1項の規定による検査を行うものとする。

(金銭及び有価証券の保管)  
第17条 企業出納員は、金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第22条の6第1項の規定に基づき、保管しなければならない。

(担保)  
第53条 令第22条の3第2項の規定による担保の提供には、無記名式の国債若しくは地方債、知事が確実と認めた有価証券又は現金とし、その担保物件の価格は、当該金融機関における取扱現金の額に応じて適宜知事がこれを定めるものとする。

(出納事務の検査)  
第54条 知事は、毎会計年度令第22条の5第1項の規定による検査を行うものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県規則第4号

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道事業財務規程（平成31年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(金銭及び有価証券の保管)<br/>第17条 企業出納員は、全ての金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）<u>第22条の5第1項</u>の規定に基づき保管しなければならない。</p> <p>第45条 削除</p> <p>(出納事務の検査)<br/>第46条 知事は、毎会計年度、<u>令第22条の4第1項</u>の規定による検査を行うものとする。</p> | <p>(金銭及び有価証券の保管)<br/>第17条 企業出納員は、全ての金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）<u>第22条の6第1項</u>の規定に基づき保管しなければならない。</p> <p>(担保)<br/>第45条 <u>令第22条の3第2項</u>の規定による担保の提供には、無記名式の国債若しくは地方債、知事が確実と認めた有価証券又は現金とし、その担保物件の価額は、<u>当該金融機関における取扱現金の額</u>に応じて適宜知事がこれを定めるものとする。</p> <p>(出納事務の検査)<br/>第46条 知事は、毎会計年度、<u>令第22条の5第1項</u>の規定による検査を行うものとする。</p> |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 指定事業者番号    | 事業者の名称<br>又は氏名  | 事業所の名称          | 事業所の所在地               | サービスの種類 | 廃止年月日    |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------------|---------|----------|
| 3071300713 | 特定非営利活動法人いぶき福祉会 | 介護ステーションめばえ     | 和歌山県橋本市高野口町伏原1075番地の1 | 訪問介護    | 令和7.2.15 |
| 3071300887 | 株式会社あるぼると       | ヘルパーステーションあるぼると | 和歌山県伊都郡かつらぎ町東浜田644-4  | 訪問介護    | 令和7.3.7  |
| 3072401189 | 株式会社濱田          | ケアサポートえがお       | 和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台13-5  | 訪問介護    | 令和7.4.1  |

## 和歌山県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸本周平

| 指定事業者番号    | 事業者の名称<br>又は氏名 | 事業所の名称         | 事業所の所在地       | サービスの種類 | 指定年月日   | 指定の有効期間の満了の日 |
|------------|----------------|----------------|---------------|---------|---------|--------------|
| 3071800951 | 株式会社ソワン        | ヘルパーステーションさざんか | 和歌山県岩出市水栖98-1 | 訪問介護    | 令和7.3.1 | 令和13.2.28    |

## 和歌山県告示第160号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸本周平

| 医療機関の名称     | 医療機関の所在地             | 主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称 | 指定年月日   |
|-------------|----------------------|------------------------------------|---------|
| 株式会社シーヒューマン | 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目2-26 | 訪問看護ステーションCH和歌山                    | 令和7.1.1 |

## 和歌山県告示第161号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸本周平

- 1 名称 向陽病院
- 2 所在地 和歌山市津秦40
- 3 失効日 令和7年3月1日

## 和歌山県告示第162号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和7年3月7日

- 1 名称 海南医療センター
- 2 所在地 海南市日方1522番地1
- 3 有効期限 令和10年3月1日

**和歌山県告示第163号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 風呂の谷池地区
- 2 確定年月日 令和2年7月23日
- 3 工事を完了した時期 令和7年2月13日

**和歌山県告示第164号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第165号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局  
森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第166号**

令和7年農林水産省告示第163号（以下「告示第163号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の  
変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定によ  
り、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不明である通知の相手方

西口博子  
上村澤次郎  
八巻通成  
大谷源三

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要  
件

告示第163号のとおり

---

**和歌山県告示第167号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字字久井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年  
法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公  
告する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

- 2 調査を行った時期

令和4年4月1日から令和6年3月25日まで

- 3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字字久井の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字字久井の一部地区

- 5 認証年月日

令和7年2月21日

---

**和歌山県告示第168号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法  
律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公  
告する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
令和4年4月1日から令和6年3月25日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦の一部地区
- 5 認証年月日  
令和7年2月21日

## 人事委員会告示

### 和歌山県人事委員会告示第6号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

第1項の表栄養士の職の項中「栄養士免許」を「管理栄養士免許」に改める。

## 海区漁業調整委員会指示

### 和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和7年3月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和7年4月24日から令和8年4月23日までとする。

別表

| 漁場の位置      | 免許権者名（免許番号）<br>又は関係漁業協同組合名        | 禁止区域            | 禁止期間             |
|------------|-----------------------------------|-----------------|------------------|
| 和歌山市加太地先   | 加太漁業協同組合<br>(和共第1号)               | 全域              | 周年               |
| 日高郡美浜町三尾地先 | 三尾漁業協同組合                          | 別掲1             | 11月1日から翌年3月31日まで |
| 西牟婁郡白浜町椿地先 | 和歌山南漁業協同組合                        | 別掲2             | 周年               |
| 有田市宮崎町逢井地先 | 逢井八角網漁業生産組合<br>(和定第2号)<br>(和定第3号) | 定置網の垣網左右100mの区域 | 周年               |
| 有田市千田地先    | 代表者古木靖久ほか1名<br>(和定第4号)            |                 |                  |

|                |                               |                   |
|----------------|-------------------------------|-------------------|
| 東牟婁郡串本町檜野地先    | 鈴木誠<br>(和定第8号)                |                   |
| 東牟婁郡串本町檜野地先    | 弁天前定置水産株式会社<br>(和定第9号)        | 10月20日から翌年7月31日まで |
|                | 弁天前定置水産株式会社<br>(和定第10号)       | 周年                |
| 東牟婁郡串本町田原地先    | 代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名<br>(和定第11号) | 10月20日から翌年7月31日まで |
| 東牟婁郡太地町地先      | 代表者岸野知夫ほか3名<br>(和定第12号)       | 10月20日から翌年7月31日まで |
|                | 代表者岸野知夫ほか3名<br>(和定第13号)       | 5月1日から12月31日まで    |
| 東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先 | 宇久井漁業協同組合<br>(和定第14号)         | 10月20日から翌年7月31日まで |

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

| 番号 | 緯度（北緯）    | 経度（東経）     |
|----|-----------|------------|
| ア  | 33度52.86分 | 135度03.48分 |
| イ  | 33度52.83分 | 135度03.35分 |
| ウ  | 33度52.71分 | 135度02.78分 |
| エ  | 33度52.38分 | 135度03.09分 |
| オ  | 33度52.35分 | 135度03.49分 |
| カ  | 33度52.92分 | 135度06.33分 |
| キ  | 33度53.38分 | 135度06.53分 |
| ク  | 33度53.51分 | 135度06.53分 |

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

| 番号 | 緯度（北緯）    | 経度（東経）     |
|----|-----------|------------|
| ア  | 33度35.91分 | 135度19.39分 |
| イ  | 33度35.16分 | 135度21.49分 |
| ウ  | 33度34.68分 | 135度20.92分 |

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区におけるウミガメの採捕等について、次のとおり指示する。

令和7年3月7日

(定義)

- 1 この指示において「ウミガメ」とは、ウミガメ科3種（アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵）をいう。

(採捕の制限)

- 2 和歌山海区においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。

(承認の対象)

- 3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(承認証の携帯)

- 4 3の承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(報告書の提出)

- 5 3の承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、令和7年5月16日から令和8年5月15日までとする。

(承認の条件)

- 7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 3の (1) 又は (2) に該当する場合
  - ア 3の (1) 又は (2) に掲げる目的以外の採捕をしてはならないこと。
  - イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。
- (2) 3の (3) に該当する場合
  - ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。
  - イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。
  - ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな条件を付することがあること。

(取扱要領)

- 8 この指示に定めるもののほか採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

#### 和歌山海区漁業調整委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における底生水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和7年3月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松村 徳夫

#### 1 定義

この指示において「底生水産動植物」とは、知事が漁業協同組合に対し第一種共同漁業権として漁業の免許をしている底生の水産動植物をいう。

#### 2 指示の内容

別掲の区域においては、潜水して底生水産動植物を採捕してはならない。ただし、3の承認を受けた場合又は3の (1) 若しくは (2) に該当する場合は、この限りでない。

#### 3 採捕の承認

別掲の区域において潜水して底生水産動植物を採捕しようとする者（以下「採捕者」という。）は、

和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 和歌山県漁業調整規則（令和2年和歌山県規則第63号）第4条に規定する許可を受けた者が採捕する場合
- (2) 試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のために採捕する場合

#### 4 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 別掲の区域に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 採捕しようとする底生水産動植物の種類について、水産資源の保護培養及び当該資源を利用する漁業との調整の上で支障がなく、適当な採捕計画であること。

#### 5 承認の条件

- (1) 法令等を遵守する義務

採捕者は、漁業法、和歌山県漁業調整規則等水産関係法令を遵守しなければならない。

- (2) 承認証の携帯の義務

採捕者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を採捕に使用する船舶内に備え付け、又は自ら携帯しなければならない。

- (3) 標旗の掲揚

採捕者は、当該承認に係る採捕を行うときは、当該船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

- (4) 採捕実績の報告

採捕者は、委員会が指定する期限までに、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

- (5) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。

- (6) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整の上で必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

- (7) その他の条件

その他委員会が必要と認めるときは、(1) から (6) までのほか、更に条件を付すことがある。

#### 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、底生水産動植物採捕承認事務取扱要領に定める。

#### 7 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 別掲

- (1) 次の基点第11号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、紀の川河口にあっては北島橋下流端、市堀川河口にあっては下流第二橋梁下流端並びにその他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識

基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識

ア イから田倉崎までの見通し線と基点第11号から兵庫県沼島南端までの見通し線との交点

イ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$  1,600mの点

ウ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$  の方位線と基点第13号から $339^{\circ} 54'$  の方位線との交点

- (2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マリーナシティの西堤防南端及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識

基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識

基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識

エ 基点第40号から $258^{\circ} 20'$  1,000mの点

オ エからホまでの見通し線上100mの点

カ 基点第42号から $305^{\circ} 30'$  464mの点

キ 基点第42号から $296^{\circ} 00'$  416mの点

ク 基点第42号から $327^{\circ} 30'$  218mの点

ケ 基点第42号から $334^{\circ} 00'$  200mの点

コ 基点第42号から $338^{\circ} 00'$  178mの点

サ 基点第42号から $340^{\circ} 30'$  150mの点

シ 基点第42号から $339^{\circ} 00'$  123mの点

ス 基点第42号から $235^{\circ} 00'$  50mの点

セ 基点第42号から $205^{\circ} 20'$  82mの点

ソ 基点第42号から $186^{\circ} 30'$  119mの点

タ 基点第42号から $172^{\circ} 00'$  155mの点

チ 基点第42号から $159^{\circ} 40'$  190mの点

ツ 基点第44号から $269^{\circ} 00'$  215mの点

テ 基点第44号から $262^{\circ} 00'$  179mの点

ト 基点第44号から $249^{\circ} 30'$  163mの点

ナ 基点第44号から $236^{\circ} 00'$  170mの点

ニ 基点第44号から $227^{\circ} 30'$  200mの点

ヌ 基点第46号から $353^{\circ} 30'$  300mの点

ネ 基点第46号から $345^{\circ} 30'$  252mの点

ノ 基点第46号から $332^{\circ} 00'$  234mの点

ハ 基点第46号から $318^{\circ} 20'$  256mの点

ヒ 基点第46号から $311^{\circ} 00'$  303mの点

フ 基点第46号から $296^{\circ} 00'$  973mの点

ヘ ホからエまでの見通し線上765mの点

ホ 基点第50号から $339^{\circ} 20'$  500mの点

- (3) 次のマ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、基点第47号及び基点第48号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第47号 海南港北防波堤先端に設置した標識

基点第48号 海南港南防波堤先端に設置した標識

マ 基点第46号から $15^{\circ} 30'$  290mの点

- ミ 基点第46号から8° 00' 291mの点
- ム 基点第46号から356° 30' 258mの点
- メ 基点第46号から352° 30' 240mの点
- モ 基点第46号から348° 54' 231mの点
- ヤ 基点第46号から325° 30' 190mの点
- ユ 基点第46号から318° 00' 177mの点
- ヨ 基点第46号から236° 00' 230mの点

公 告

公 告

次の特定開発行為に関する対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
和歌山県日高郡みなべ町山内字大目津泊り350番、352番2、352番3、1672番1及び1672番2
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府大阪市天王寺区伶人町1番6号  
学校法人大阪星光学院 理事長 鈴木英史
- 3 特定開発行為に関する対策工事等に係る検査済証の交付年月日  
令和7年2月5日

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月7日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（金銭及び有価証券の保管）<br/>第14条 企業出納員は、全ての金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）<u>第22条の5第1項</u>の規定に基づき、保管しなければならない。</p> <p>（支払資金の交付）<br/>第32条 企業出納員は、<u>第24条第1項ただし書</u>の規定により出納取扱金融機関をして現金による支払をさせるときは、その支払資金の所要額について出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「現金払」の印を押して出納取扱金融機関に交付しなければならない。</p> <p>（支払番号札の交付）<br/>第33条 企業出納員は、<u>第24条第1項ただし書</u>の規定により債権者から申出があったときは、<u>同</u></p> | <p>（金銭及び有価証券の保管）<br/>第14条 企業出納員は、全ての金銭及び有価証券を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）<u>第22条の6第1項</u>の規定に基づき、保管しなければならない。</p> <p>（支払資金の交付）<br/>第32条 企業出納員は、<u>第24条ただし書</u>の規定により出納取扱金融機関をして現金による支払をさせるときは、その支払資金の所要額について出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「現金払」の印を押して出納取扱金融機関に交付しなければならない。</p> <p>（支払番号札の交付）<br/>第33条 企業出納員は、<u>第24条ただし書</u>の規定により債権者から申出があったときは、<u>第24条の</u></p> |

項の規定による小切手の交付に代えて支払番号札を受取人に交付しなければならない。

(出納取扱金融機関に対する支払通知)  
第34条 企業出納員は、前条の規定により支払番号札を受取人に交付したときは、現金払依頼書(別記第21号様式)に当該支払番号札の番号を記載し、これを出納取扱金融機関に回付して第24条第1項ただし書の規定による現金の支払をさせる旨を通知しなければならない。

#### 第60条 削除

(出納事務の検査)  
第61条 知事は、毎会計年度令第22条の4第1項の規定による検査を行うものとする。

(除却の報告)  
第88条 所属長は、売却、廃棄、撤去又は取壊し等により固定資産を除却したときは、速やかに、固定資産除却報告書(別記第33号様式)を作成し公営企業課長を経て知事に提出しなければならない。

規定による小切手の交付に代えて支払番号札を受取人に交付しなければならない。

(出納取扱金融機関に対する支払通知)  
第34条 企業出納員は、前条の規定により支払番号札を受取人に交付したときは、現金払依頼書(別記第21号様式)に当該支払番号札の番号を記載し、これを出納取扱金融機関に回付して第24条ただし書の規定による現金の支払をさせる旨を通知しなければならない。

(担保)  
第60条 令第22条の3第2項の規定による担保の提供には、無記名式の国債若しくは地方債、知事が確実と認めた有価証券又は現金とし、その担保物件の価額は、当該金融機関における取扱現金の額に応じて適宜知事がこれを定めるものとする。

(出納事務の検査)  
第61条 知事は、毎会計年度令第22条の5第1項の規定による検査を行うものとする。

(除却の報告)  
第88条 所属長は、売却、廃棄、撤去又は取壊し等により固定資産を除却したときは、速やかに、除却報告書(別記第33号様式)を作成し公営企業課長を経て知事に提出しなければならない。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第32条から第34条まで及び第88条の改正規定は、公布の日から施行する。